

銚田・大洗広域事務組合競争入札に係る予定価格の事前公表に関する要綱

令和3年4月28日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚田・大洗広域事務組合における一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に係る予定価格の事前公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(予定価格の事前公表)

第2条 入札に係る予定価格の事前公表については、銚田市建設工事等請負契約に係る予定価格の事前公表に関する事務取扱要綱（平成17年銚田市訓令第73号）の例による。

附 則

この訓令は、令和3年4月28日から施行する。